

地域の公共サービス改革に関するアンケート調査の結果（平成24年1月）

1. 実施概要

都道府県、政令指定都市、特別区、今までに内閣府公共サービス改革推進室が開催した「地方公共団体との研究会」に参加したことのある地方公共団体等、110団体にアンケートを実施。（平成23年8月に実施）

◇有効回答 89団体 ◇有効回答率 81%

2. 実施主体

本調査は、内閣府公共サービス改革推進室が企画・実施するものです。

3. お問い合わせ先

本調査の集計結果に関するお問い合わせは、下記連絡先までお願いいたします。

《内閣府公共サービス改革推進室》

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎1階

《Eメール》 i.chiiki@cao.go.jp

《TEL》 03-5501-2048

《FAX》 03-3508-2801

地域の公共サービス改革に関するアンケート調査

【経緯】

平成22年9月に、行政刷新会議の下に「公共サービス改革分科会」が設置され、公共サービス改革の更なる推進に向け、“調達・契約制度の改革”、“公共サービス改革推進のための基盤整備”、“地域の公共サービス改革”について検討がなされました。

平成23年4月には、公共サービス改革プログラム（以下「プログラム」という。）がまとめられ、その中で、地域の公共サービス改革について、プログラムで指摘された課題等に対する地方公共団体からの提案を受け、引き続き検討を行うこととなりました。これを受けて、本アンケート調査を実施します。

【目的】

本アンケート調査の目的は、プログラムで指摘された課題等に対する地方公共団体のご意見・ご要望等を伺い、地域の公共サービス改革の課題と具体的方策を検討していく際の参考とさせていただくものです。

ご回答いただいた内容は全て統計的に処理し、個々の回答が他に知られることや、地域の公共サービス改革に関する検討以外の目的に使用されることはございません。

なお、ご回答いただいた内容について、詳しく教えていただくために、内閣府公共サービス改革推進室より連絡をさせていただく場合があります。その際には、貴団体のとりまとめ部署を経由して、連絡をさせていただくことをご了承ください。

【ご協力をお願い】

各部署に関連する設問が多く、ご迷惑をおかけしますが、本アンケート調査にご協力をお願いいたします。ご回答にあたりましては、プログラムの地域の公共サービス改革について記載されている箇所も適宜ご参照いただきたいと思います。（プログラムの14ページから16ページ、及び41ページから43ページ）

アンケート目次

1 事務事業の見直しについて	
1-1 見直しの動機づけ(インセンティブ)	問1~3
1-2 調達・内部管理業務の見直し	問4
2 資産の効率的運用について	問5~12
3 民間との連携について	
3-1 手法・担い手の多様化	問13~18
3-2 民間委託が可能な業務の拡大	
3-2-1 公金の債権回収業務	問19~25
3-2-2 その他の業務	問26
3-3 公物管理権の開放	問27~28
3-4 ノウハウの移転に係る課題	
3-4-1 偽装請負	問29~33
3-4-2 行政が持つノウハウを伝える手法	問34~40
4 その他	問41

1 事務・事業の見直しについて(プログラム14ページ)

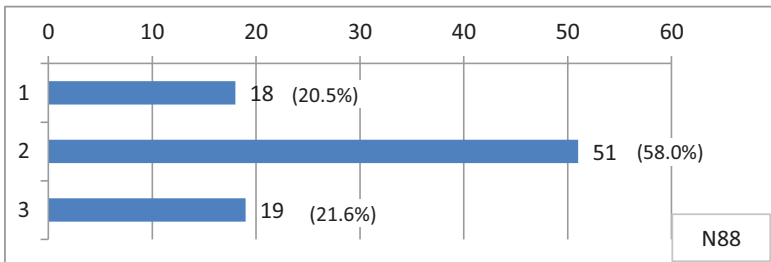
1-1 見直しの動機づけ(インセンティブ)

地方公共団体では、受益者であるとともに納税者である住民の理解を前提として、自主的な事務・事業の見直しが行われています。事務・事業の見直しをさらに推進するためには、見直しに対する動機づけ(インセンティブ)も1つの手段と考えられます。その一例として、地方交付税の算定に関し、歳出削減、歳入確保、地域振興等の経営努力に対応して配分する「行政改革インセンティブ算定」が実施されているところです。

問1 地方交付税の算定に係る「行政改革インセンティブ算定」は、貴団体において、事務・事業の見直しの動機づけとなっていますか。該当する数字を1つ選んでください。

- ① 動機づけとなっている。
- ② 動機づけとなっていない。
- ③ その他(具体的にご記入ください)

【主な意見】
 ◇「行政改革インセンティブ算定」とは関係なく、地方公共団体自らの判断で、既に行政改革に取り組んでいる。(8団体)
 ◇不交付団体のため、「行政改革インセンティブ」は関係ない。(7団体)



問2 問1で、「②動機づけとなっていない。」と回答した場合にお聞きます。動機づけとなっていない理由として、該当する数字を全て選んでください。

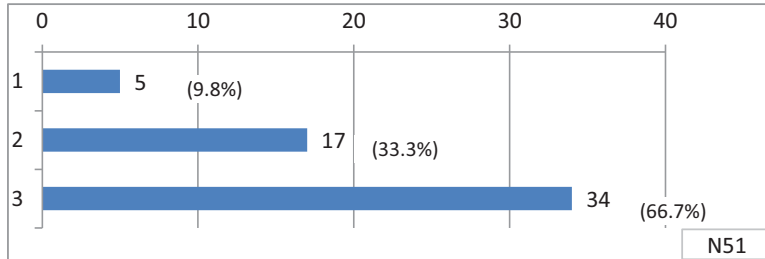
- ① 見直しの結果が地方交付税の算定に十分に反映されていない。(具体的にご記入ください)

【主な意見】
 ◇基準財政需要額の算定そのものが複雑かつ不透明であり、実質的な交付額の増加につながっているか明確でない。

- ② 制度に関する情報が少なく、十分に活用できない。
- ③ その他(具体的にご記入ください)

【主な意見】

◇厳しい財政状況を踏まえ、地方公共団体自らの判断で、行政改革は継続的に実施しており、「行政改革インセンティブ」は関係ない。(14団体)
 ◇不交付団体のため、「行政改革インセンティブ」は関係ない。(9団体)
 ◇地方交付税は標準的な歳入・歳出をもとに算定されており、努力によって経費を節減した場合には、その分だけ他施策に活用しうる財源が確保される仕組みとなっている。(5団体)



《見直しのインセンティブについて》

◇「行政改革インセンティブ」は事務・事業の見直しの動機づけとなっていないと回答した団体数・・・51団体
 ◇51団体のうち、不交付団体のため関係ないと回答した団体・・・9団体

不交付団体を除いた42団体の中で、動機づけとなっていない理由として多かったのは、以下のとおり。(複数回答可)

- ①制度に関する情報が少なく、十分に活用できない。(17団体)
- ②厳しい財政状況を踏まえ、地方公共団体自らの判断で、行政改革は継続的に実施しており、「行政改革インセンティブ」は関係ない。(14団体)
- ③そもそも地方交付税は標準的な歳入・歳出をもとに算定されており、努力によって経費を節減した場合には、その分だけ他施策に活用しうる財源が確保される仕組みとなっている。(5団体)

問3

事務・事業の見直しに関して、地方交付税の算定以外に、どのような動機づけがあれば、さらに見直しが進むと考えますか。ご意見がありましたら、**具体的にご記入ください**。

【主な意見】

◇地域主権改革の推進による、国から地方への権限や財源のさらなる移譲。(4団体)
 ◇ベストプラクティスや新しい手法の紹介。(3団体)
 ◇第三者機関のチェックを通した検討。(2団体)

1-2 調達・内部管理業務の見直し

調達・内部管理業務の効率化・合理化に向け、総務業務(総務事務センターの設置、外注化等)や旅費業務(規定の簡略化、外注化等)の効率化、共同調達やネットオークションの推進、予算節減のインセンティブ(予算節減額・不用額の一部を後年度予算で優先配置する等)といった取組みを行っている地方自治体もあります。【※別紙1参照】

問4

調達・内部管理業務の効率化・合理化に向け、貴団体における特徴的な取組みがありましたら、**具体的にご記入ください**。

【主な取組み事例】

◇消防本部の通信指令業務を2市で共同運用。
 ◇国民健康保険・国民年金のシステムを2市で共同調達。

※その他、総務業務・旅費業務の効率化、ネットオークションの推進については、回答のあった地方公共団体の多くで既に実施済。

【※】ご紹介いただいた取組みは、他の地方公共団体で参考となるよう、貴団体と相談のうえ、内閣府公共サービス改革推進室から情報発信させていただくことがあります。

2 資産の効率的運用について(プログラム14ページ、41ページ)

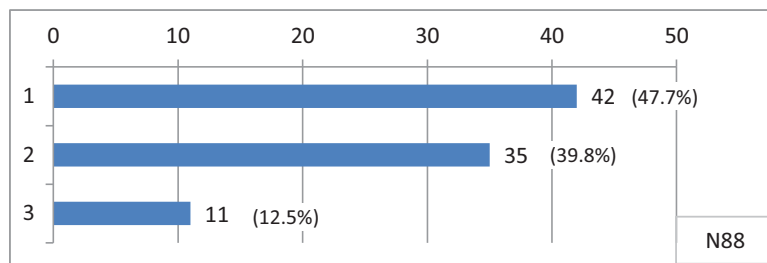
人口減少や財政難、市町村合併といった地方公共団体を取り巻く環境が変化する中で、多くの地方公共団体が、保有資産の余剰、老朽化の課題に直面し、その対応に迫られています。

問5 貴団体において、保有資産の余剰、老朽化の課題解決に向け、資産を効率的に運用するための取組みとして、一つの施設に、複数の機能を持たせる方法(多機能化)を実施していますか。該当する数字を1つ選んでください。

- ① 実施している。
- ② 実施していない。
- ③ その他(具体的にご記入ください)

【主な意見】

- ◇多機能化の実施に向け検討中。
- ◇老朽化等による建替えの際には、複合施設を検討。
- ◇今後の施設建設について、庁内検討会の設置を検討中。
- ◇一定エリアに複数の庁舎が存在する場合には、集約化を図る方針。



問6 問5で、「①実施している。」と回答した場合にお聞きします。どのような施設で、多機能化を実施しているのか、**具体的にご記入ください。**

【主な取組み事例】

- ◇小学校の一部(空き教室)を介護予防施設として転用。(その他の部分は、引き続き小学校として使用)

問7 問5で、「②実施していない。」と回答した場合にお聞きします。実施していない理由として、該当する数字を**全て**選んでください。

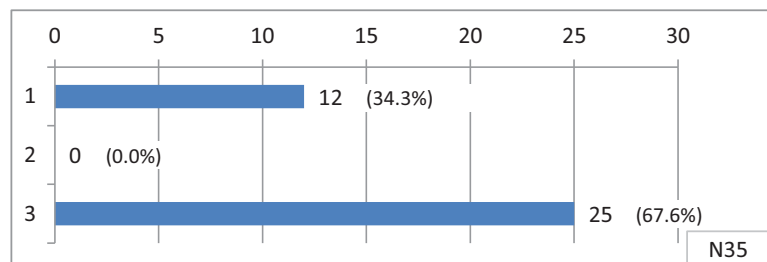
- ① 一つの施設が複数の機能を持つことで施設管理が難しくなるため、実施していない。
- ② 補助金等の制約があるため、実施していない。(具体的にご記入ください)

「選択した自治体無し」

- ③ その他(具体的にご記入ください)

【主な意見】

- ◇現在検討中、あるいは、適当な事例があれば検討したい。(9団体)
- ◇まずは、類似施設の統廃合について検討を行っている。(4団体)
- ◇多機能化ではないが、NPOや福祉団体に、未使用の施設を貸している。



《資産の効率的運用(多機能化)について》

- ◇多機能化について実施していないと回答した団体数・・・35団体
- ◇35団体のうち、現在検討中、あるいは適当な事例があれば検討したいと回答した団体・・・9団体

現在検討中、あるいは適当な事例があれば検討したいとする団体を除く26団体の中で、実施しない理由として多かったのは、以下のとおり。(複数回答可)

- ①一つの施設が複数の機能を持つことで施設管理が難しくなるため、実施していない。(17団体)
- ②多機能化の前に、類似施設の統廃合について検討を行っている。(4団体)

施設の整備にあたっては、スケルトン・インフィル方式について検討している地方公共団体もあります。

※スケルトン・インフィル方式

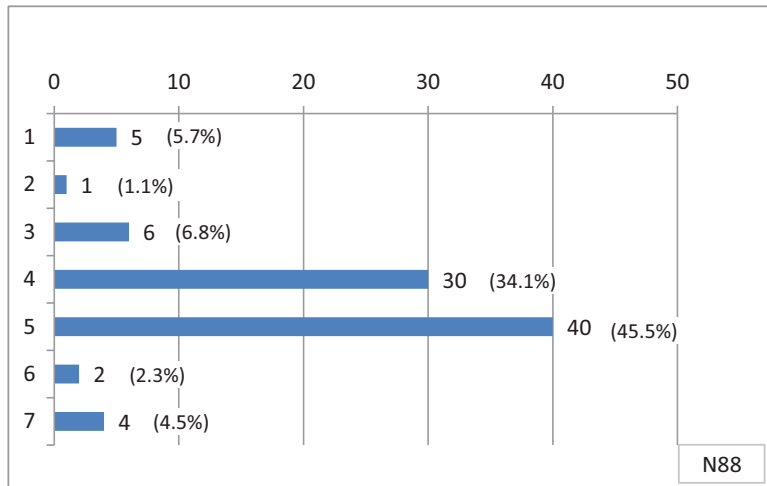
将来的に施設を転用や複合化することを前提として、構造体(スケルトン)と内装(インフィル)に分離して設計する考え方のこと。将来的な利用内容の変更を想定しつつ、構造体(スケルトン)は、それらの目的に合う形で設計し、内装(インフィル)は施設の目的が変わる都度変更する。合築に比べて、様々な用途への転用が可能となる。

問8 スケルトン・インフィル方式を活用した施設整備について、貴団体では実施していますか。該当する数字を1つ選んでください。

- ① 既に実施している。
- ② 実施することは決まったが、まだ実施していない。
- ③ 実施するかどうか検討中である。
- ④ 今後、検討したい。
- ⑤ 現在、検討をしておらず、今後も未定である。
- ⑥ 必要性を感じていないため、実施しない。
- ⑦ その他(具体的にご記入ください)

【主な意見】

- ◇一定規模以上の施設を建設する際には、スケルトン・インフィル的な発想を取り入れた設計を検討することとしている。
- ◇基本方針として、スケルトン・インフィル型の公共施設整備を進めることとしている。
- ◇個々の施設設計にあたり、スケルトン・インフィル的な考え方を取り入れた例はある。



問9 問8で、「①既に実施している。」または「②実施することは決まったが、まだ実施していない。」と回答した場合にお聞きします。どのような施設をスケルトン・インフィル方式により整備したのか、あるいは整備する予定なのか、**具体的にご記入ください。**

【主な取組み事例】

- ◇公営住宅。(3団体)
- ◇学校、高齢者住宅。
- ◇産業振興関係の施設。
- ◇原則として、今後、更新を行う全ての施設。

**問10**

問8で、「⑤現在、検討をしておらず、今後も未定である。」または「⑥必要性を感じていないため、実施しない。」と回答した場合にお聞きます。その理由として、該当する数字を全て選んでください。

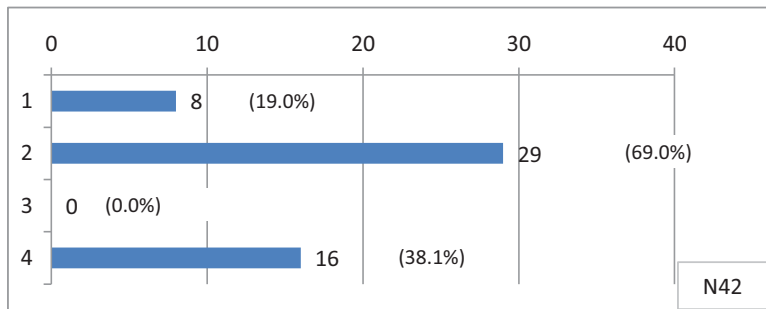
- ① 施設整備は着実に進められており、新たな手法について検討する必要はない。
- ② 他団体における先進事例の情報やノウハウが十分ではなく、検討できない。
- ③ 法令や通知等の規制が障壁となっており、実施できない。(具体的にご記入ください)

「選択した自治体無し」

- ④ その他(具体的にご記入ください)

【主な意見】

- ◇新たな施設整備や、大規模な施設整備の予定がない。(10団体)
- ◇将来的な転用を検討する必要性のある施設はない。(4団体)

**＜資産の効率的運用(スケルトン・インフィル方式)について＞**

◇「現在、検討をしておらず、今後も未定である。」または「必要性を感じていないため、実施しない。」と回答した団体数・・・42団体

その理由として多かったのは、以下のとおり。(複数回答可)

- ①他団体における先進事例の情報やノウハウが十分ではなく、検討できない。(29団体)
- ②新たな施設整備や、大規模な施設整備の予定がない。(10団体)
- ③施設整備は着実に進められており、新たな手法について検討する必要はない。(8団体)

問11

貴団体において、保有資産の余剰、老朽化の課題解決に向け、資産を効率的に運用するための取組みで、問5の多機能化、及び問8のスケルトン・インフィル方式以外の特徴的なものがありましたら、**具体的にご記入ください**。

【例】保有する資産(〇〇〇)について、公共サービス目的ではなく民間に利用を開放し、対価を得ることで整備や維持管理に係るコストを圧縮している。

【主な取組み事例】

- ◇役所の敷地内にコンビニエンスストアを誘致し、土地の賃借料を庁舎の維持補修に充てるとともに、公共サービスの一部を24時間提供するなど、自動販売機・駐車場等、行政財産の貸付を実施。(25団体)
- ◇定期借地権を活用し、土地を有効利用している。(2団体)

【※】ご紹介いただいた取組みは、他の地方公共団体で参考となるよう、貴団体と相談のうえ、内閣府公共サービス改革推進室から情報発信させていただくことがあります。

問12

その他、貴団体における保有資産の効率的な運用にあたって、課題等がありましたら、**具体的にご記入ください**。

【例1】〇〇〇を実施するにあたり、行政財産の貸付の一般化について進める必要がある。

【例2】〇〇〇を実施するにあたり、行政財産や普通財産の制度を廃止し、より一般的な公有財産の制度を創設する必要がある。

【主な意見】

- ◇公有財産情報の一元管理化や、全庁的な共通認識のもとで資産運用が行われる体制づくりが必要。(7団体)
- ◇補助金で建設した施設に関する制限の緩和が必要。(4団体)
- ◇施設整備にあたり、地域住民の理解を得ることが必要。(3団体)
- ◇行政財産の貸付を一般化することが必要。(2団体)
- ◇事業残地等、売却が困難な場合には、隣接地権者に無償譲渡できる等、適切な対価ではない処分ができるような制度改正が必要。(2団体)

3 民間との連携について(プログラム15~16ページ、42~43ページ)

3-1 手法・担い手の多様化

公共サービスの質の向上と経費の削減を図るために、民間事業者、NPO、ボランティア、市民団体、地縁組織等の様々な主体と連携し、その創意工夫を活用する取組みを進めている地方公共団体もあります。【※別紙2参照】

問13 貴団体において、民間事業者、NPO、ボランティア、市民団体、地縁組織等の様々な主体と連携して公共サービスを提供する特徴的な取組みがありましたら、**具体的にご記入ください。**

【主な取組み事例】

- ◇NPO等、民間事業者から提案を受け、行政との協働で事業を実施【提案型の協働事業】。(24団体)
- ◇アダプト制度等、ボランティアと連携した業務実施。(11団体)
- ◇コンビニエンスストアやスーパー等との包括的な業務提携。(7団体)

【※】ご紹介いただいた取組みは、他の地方公共団体で参考となるよう、貴団体と相談のうえ、内閣府公共サービス改革推進室から情報発信させていただくことがあります。

現在、非営利型株式会社を公共サービスの担い手とする取組みも行われています。

※非営利型株式会社

株式会社の形態をとりつつも、配当・残余財産配分の制限や配当可能利益を社会貢献目的に使用することを定款で定めている。この形態の特徴は、配当や残余財産配分について制限はあるが、議決権については引き続き維持される。また、配当可能利益を社会目的に使用するため、出資金は、いわば「志の出資」として実施される。主な利点としては、株主である出資者に発言権が残り、資金の用途について厳格な管理が行われやすいことや、株式会社形態をとっているため、資金調達に当たり寄付は期待できないものの、比較的大規模な資金の借入れがしやすいことがあげられる。

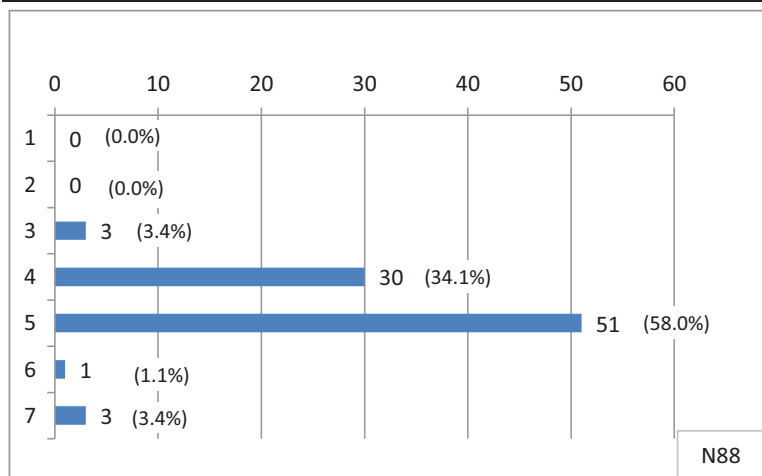
プラットフォームサービス株式会社など、既に非営利型株式会社が公共サービスの担い手となる取組みが行われている。

問14 貴団体では、非営利型株式会社を担い手とした公共サービスの提供について、どのようにお考えですか。該当する数字を**1つ**選んでください。

- ① 既に、担い手の一つとして活用している。
- ② 今後、担い手の一つとして活用したい。
- ③ 活用するかどうか検討中である。
- ④ 今後、検討したい。
- ⑤ 現在、検討をしておらず、今後も未定である。
- ⑥ 必要性を感じていないため、活用する予定はない。
- ⑦ その他(具体的にご記入ください)

【主な意見】

◇指定管理者制度で、非営利型株式会社が応募してきた場合には、他の法人(NPO、株式会社、財団法人等)と分け隔てなく審査し、選定されれば業務を任せる。



問15

問14で、「①既に、担い手の一つとして活用している。」または「②今後、担い手の一つとして活用したい。」と回答した場合にお聞きます。非営利型株式会社が担い手となっている公共サービスの内容について、**具体的にご記入ください**。

「選択した自治体無し」

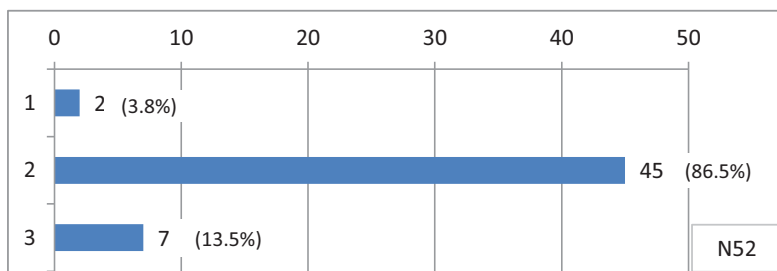
問16

問14で、「⑤現在、検討をしておらず、今後も未定である。」または「⑥必要性を感じていないため、活用する予定はない。」と回答した場合にお聞きます。その理由として、該当する数字を**全て**選んでください。

- ① 公共サービスの担い手は多数存在し、新たな組織と連携する必要はない。
- ② 他団体における先進事例の情報やノウハウが十分ではなく、検討できない。
- ③ その他(具体的にご記入ください)

【主な意見】

- ◇業務委託するにあたって、民間事業者の法人格等は必ずしも問題としていない。(2団体)
- ◇他の団体の活用事例を踏まえて検討したい。



《手法・担い手の多様化について》

◇「現在、検討をしておらず、今後も未定である。」または「必要性を感じていないため、実施しない。」と回答した団体数・・・52団体

その理由として多かったのは、以下のとおり。(複数回答可)

- ①他団体における先進事例の情報やノウハウが十分ではなく、検討できない。(45団体)
- ②業務委託するにあたって、民間事業者の法人格等は必ずしも問題としていない。(2団体)

問17

貴団体において、公共サービスの新たな担い手として非営利型株式会社を活用することに関し、ご意見等があれば、**具体的にご記入ください**。
(例えば、非営利型株式会社に期待すること、活用にあたっての課題等)

【主な意見】

- ◇非営利型株式会社に関する情報が欲しい。
- ◇「非営利」をもって、随意契約を締結するなど、他の法人形態よりも優位な取扱いをすることは困難。
- ◇行政では関与しにくいところまでのきめ細かなサービス提供や迅速な課題解決。
- ◇社会貢献活動に参加しようと思いつつも、時間的な制約等により参加できない人にとって、出資という形で社会貢献活動に参加する機会が得られ、その配当が地域のまちづくりに生かされるのであれば、その成果は大きく、今後、更に出資者が増えていくことが期待される。

問18

その他、貴団体において、公共サービスを提供する手法や担い手を多様化するに当たり、障壁となっている課題等がありましたら、**具体的にご記入ください**。

【主な意見】

- ◇NPO等の経営基盤の強化が課題。(8団体)
- ◇事業の継続性をどう確保していくのが課題。(3団体)
- ◇担い手となる企業が都市部に集中しており、地方には担い手となる団体が少ないことが課題。(3団体)
- ◇民間事業者との連携・協働に関する多様な手法について、職員の認識が不足していることが課題。(2団体)
- ◇担い手にとってメリットのある目的や手法を、いかに打ち出せるのが課題。
- ◇具体的な先進事例がないので、検討が困難。

3-2 民間委託が可能な業務の拡大

3-2-1 公金の債権回収業務

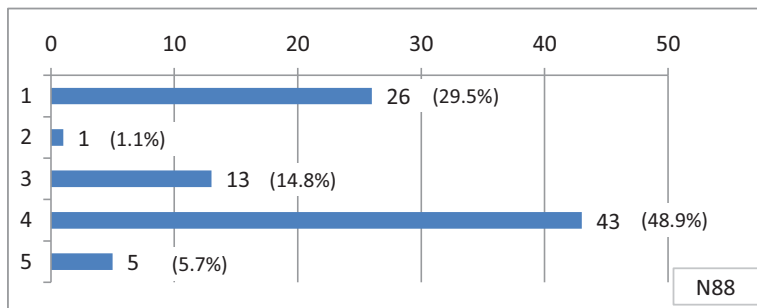
公務員定数が削減される中、公金の特徴である小口大量の債権回収業務の実施にあたっては、時間とノウハウが必要であり、効果的かつ効率的な手法が求められています。既に一部の地方公共団体では、債権回収部署の一元化や、債権回収関連業務の委託など、様々な取組みが行われているところです。しかし、現行法令上、債権回収の部署を一元化しても、税務情報が共有できない場合や、債権回収関連業務を委託しても、業務範囲が限定される場合などがあり、効果が限定的との意見もあります。

問19 地方税、国民健康保険料等の複数債権を、まとめて回収する部署を設置するなど、公金の債権回収業務について、一元化を実施していますか。該当する数字を1つ選んでください。

- ① 実施している。
- ② 実施予定である。
- ③ 検討中である。
- ④ 現在、実施する予定はない。
- ⑤ その他(具体的にご記入ください)

【主な意見】

◇回収が困難になっている債権の一部を所管から引継ぎ、直接回収及び委託回収を実施する部署を、新たに設置。(2団体)
◇市税等の課税と収納の一元化を検討した経緯があるが、全ての債権回収に係る課税根拠の把握が困難であることから見合わせた。
◇一元化はしていないが、関係所管が連携し、研究及び情報交換を実施。

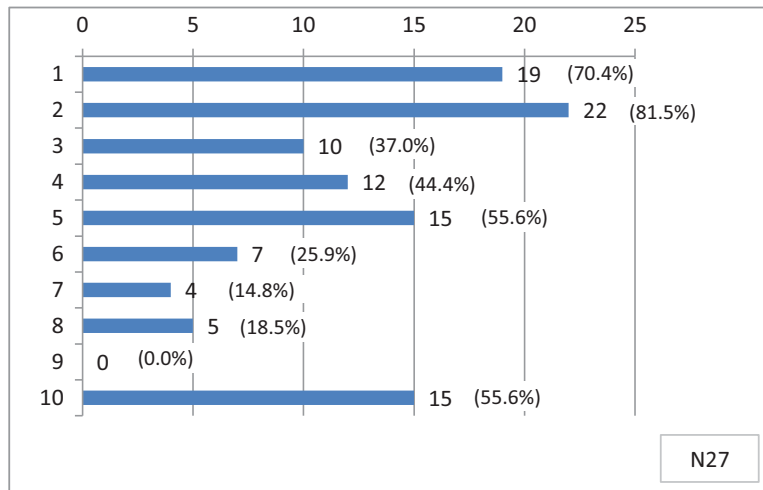


問20 問19で、「①実施している。」または「②実施予定である。」と回答した場合にお聞きます。どの債権を一元化しているのか、あるいは一元化しようとしているのか、該当する数字を全て選んでください。

- ① 市町村県民税
- ② 国民健康保険料(または国民健康保険税)
- ③ 後期高齢者医療保険料
- ④ 介護保険料
- ⑤ 保育料
- ⑥ 下水道使用料
- ⑦ 水道料
- ⑧ 公営住宅使用料
- ⑨ 学校給食費
- ⑩ その他(具体的にご記入ください)

【一元化している主な債権】

◇市立病院入院医療費
◇入学準備金・奨学金貸付金
◇母子寡婦福祉資金貸付金
◇災害援護資金貸付金
◇小口更生資金貸付金
◇生活保護費返還金
◇学童保育使用料



問21

問19で、「①実施している。」と回答した場合にお聞きます。公金の債権回収業務を一元化したことにより、困っていることについて、該当する数字を全て選んでください。

- ① 同一債務者に対しても、債権種別が異なるため情報を共有できない場合がある。(具体的にご記入ください)

【主な意見】

◇自力執行権がない債権については、法令上の根拠がないことから、情報の共有化ができない。(6団体)

- ② 債権管理システムを構築するための費用がかかる。

- ③ 債権回収は公平性の観点から必要であるが、複数の債権回収を進めることで債務者の生活状況が悪化するなどのジレンマを感じる。

- ④ その他(具体的にご記入ください)

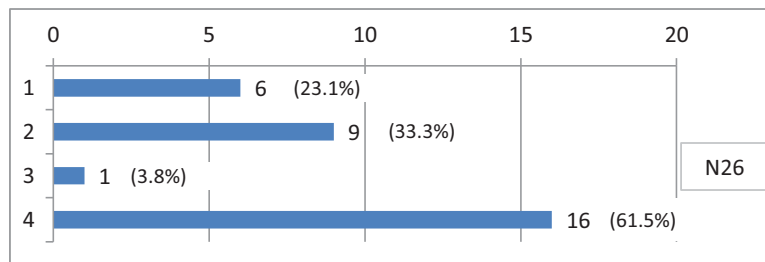
【主な意見】

◇滞納処分をした場合に、配当が公租公課の原則で税優先になってしまう。(3団体)

◇一元化されたシステムが構築されていない。(2団体)

◇徴収事務を一元化し、専門の部署を設置することで、原課の当事者意識が低くなる。(2団体)

◇同一の債務者が種別の異なる複数の債権の債務者となっている場合、どの債権を優先させて返済させるべきか、判断に迷う。



《公金の債権回収業務(公金の債権回収業務を一元化したことにより困っていること)について》

◇回答した団体数・・・26団体

多かった意見は、以下のとおり。(複数回答可)

- ①債権管理システムを構築するための費用がかかる。(9団体)
- ②同一債務者に対しても、債権種別が異なるため情報を共有できない場合がある。(6団体)
- ③滞納処分をした場合に、配当が公租公課の原則で税優先になってしまう。(3団体)
- ④一元化されたシステムが構築されていない。(2団体)
- ⑤徴収事務を一元化し、専門の部署を設置することで、原課の当事者意識が低くなる。(2団体)

※「債権管理システムを構築するための費用がかかる。(9団体)」という意見と、「一元化されたシステムが構築されていない。(2団体)」という意見をあわせると、11団体がシステムに関する課題を挙げている。

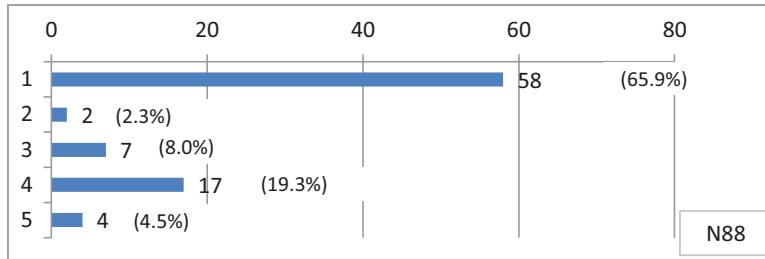
問22

貴団体において、現在、債権回収関連業務の民間委託(人材派遣契約含む)を実施していますか。該当する数字を1つ選んでください。

- ① 実施している。
- ② 実施予定である。
- ③ 検討中である。
- ④ 現在、実施する予定はない。
- ⑤ その他(具体的にご記入ください)

【主な意見】

◇委託費に見合う効果が見込めないことから、民間委託をやめた。



問23

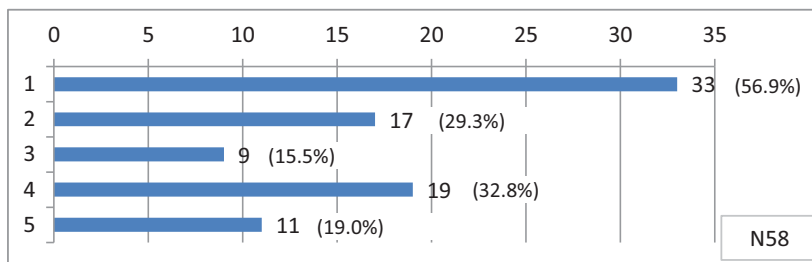
問22で、「①実施している。」と回答した場合にお聞きます。民間委託している内容について、【契約先】及び【業務内容】の項目から、それぞれ該当する数字を全て選んでください。

【契約先】

- ① 債権回収会社(サービサー)
- ② テレマーケティング会社(コールセンター機能を中心とした会社)
- ③ 人材派遣会社
- ④ 弁護士・弁護士法人
- ⑤ その他(具体的にご記入ください)

【主な委託先】

◇シルバー人材センター。
◇印刷関係のアウトソーシング会社。
◇データ処理関連会社。

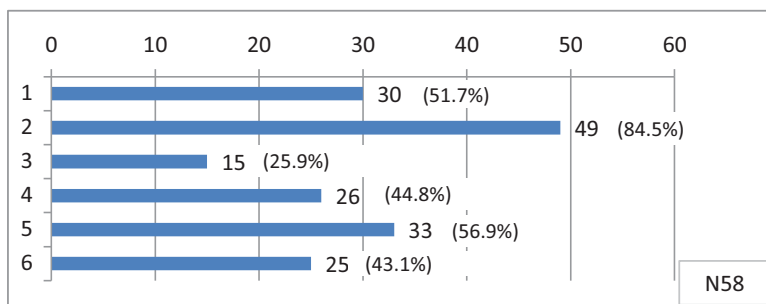


【業務内容】

- ① 各種通知書等の印刷・作成・封入
- ② 電話による自主的納付の呼びかけ
- ③ 訪問による自主的納付の呼びかけ
- ④ 居所調査
- ⑤ 集金代行
- ⑥ その他(具体的にご記入ください)

【主な業務内容】

◇書簡による自主納付の案内。
◇資料・情報の収集。
◇県営住宅退去者の滞納家賃収集業務。
◇請求行為。
◇民事執行、民事保全等に係る事務。
◇不動産競売申立等、法的処理業務。
◇納入義務者の支払方法に係る相談業務。
◇税の滞納整理に係る助言・指導・事務補助。
◇私債権の回収困難ケースに対する指導・アドバイス。
◇財産調査。

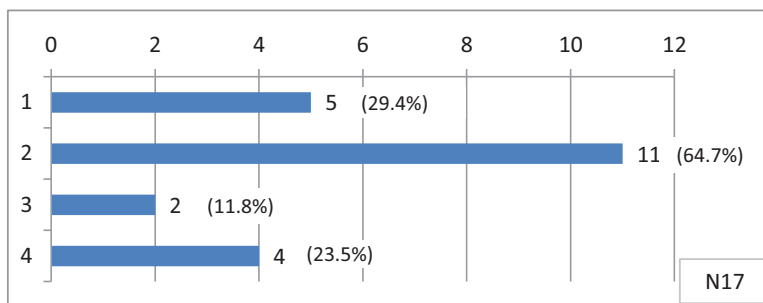


問24 問22で、「④現在、実施する予定はない。」と回答した場合にお聞きします。実施する予定がない理由について、該当する数字を**全て**選んでください。

- ① 現在、効果的かつ効率的に実施しており、民間委託しても効果が期待できない。
- ② 民間委託に対する予算措置が困難である。(委託費用に対して、回収額が不明である。)
- ③ 現行法では、民間委託できる業務範囲が不十分であり、効果が期待できない。
- ④ その他(具体的にご記入ください)

【主な意見】

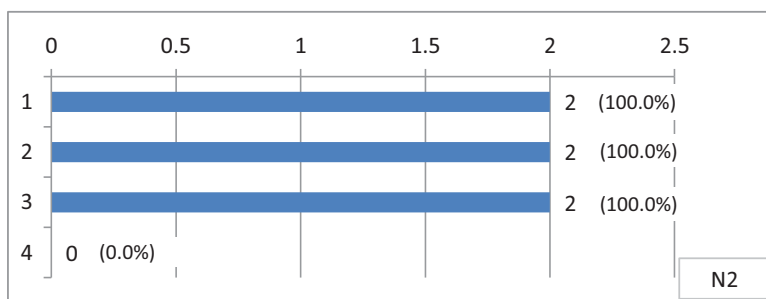
- ◇訪問徴収員等、非常勤職員を雇用している。(3団体)
- ◇職員が直接実施しており、委託の必要はない。(1団体)



問25 問24で、「③現行法では、民間委託できる業務範囲が不十分であり、効果が期待できない。」と回答した場合にお聞きします。どの範囲まで、民間委託できれば効果的だと考えますか。該当する数字を**全て**選んでください。

- ① 請求(債務者が支払いを拒否している債権に関して、支払いを求める行為)
- ② 財産調査
- ③ 差押え
- ④ その他(具体的にご記入ください)

「選択した自治体無し」



3-2-2 その他の業務

問26 その他、現行制度上、民間委託について許容されていない業務で、民間委託したいと考えている業務がありましたら、**具体的にご記入ください**。

【主な意見】

- ◇生活保護業務。
- ◇窓口24業務のうち、自動交付機等に対応できる業務について、予め地方公共団体が定めた基準に基づき、受託事業者が審査・決定を行い、後日まとめて地方公共団体が確認してもいいようにしてほしい。
- ◇職員しか行うことができない業務が不明確。

3-3 公物管理権の開放

道路、河川、港湾、都市公園、上下水道の公物の管理について、従来、国や地方公共団体の公的主体が想定されていましたが、最近では、民間開放を進める取組みも行われています。

問27 貴団体では、道路、河川、港湾、都市公園、上下水道の管理について、民間委託や指定管理者制度を活用する等、民間との連携を行っていますか。行っている場合には、その内容について、**具体的にご記入ください**。

【主な取組み事例】

- ◇都市公園について指定管理者制度を導入。(58団体)
- ◇ボランティア団体による河川、道路等の清掃・美化活動。(10団体)
- ◇下水道処理施設の性能発注・複数年契約による包括的民間委託の実施。(7団体)

問28 道路、河川、港湾、都市公園、上下水道の管理について、民間との連携をより推進していくにあたり、課題等がありましたら、**具体的にご記入ください**。

【主な意見】

- ◇委託することで、職員の知識・技術が失われていくことが課題。(9団体)
- ◇責任の所在が曖昧になることが課題。(7団体)
- ◇担い手となる民間事業者がないことが課題。(5団体)
- ◇行政及び委託事業者間での引継ぎを円滑に行うことが課題。(4団体)
- ◇ボランティア等の参加を促進させることが課題。(4団体)
- ◇危機管理体制の構築が課題。(3団体)

3-4 ノウハウの移転に係る課題

効率的かつ効果的に公共サービスを提供するための1つの方法として、地方公共団体では民間委託を実施しています。その際、業務の引継ぎを円滑に行うことが重要なことですが、ノウハウを伝えようとして、地方公共団体の職員が請負労働者に対し、直接指揮命令を行うと偽装請負の問題が関係してきます。さらに、行政が持つノウハウを直接伝える手法について、どのような手法があるのか検討を行うべきであるとの意見もあります。

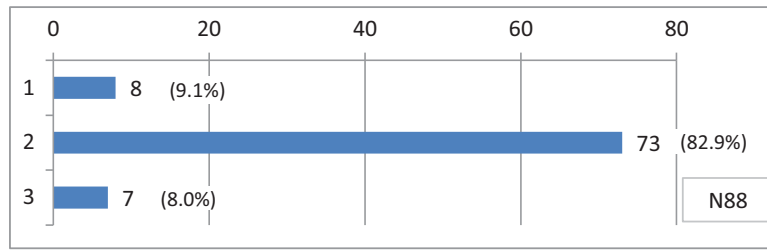
3-4-1 偽装請負

問29 都道府県労働局から、偽装請負であると直接指摘等を受けたり、他の地方公共団体が指摘等を受けたことに関して、その指摘等の内容に疑問を持ったことはありますか。該当する数字を1つ選んでください。

- ① ある。
- ② ない。
- ③ その他(具体的にご記入ください)

【主な意見】

- ◇給食調理業務の委託に関し、地方公共団体からの食材、機器、設備等の提供があった場合、給食調理業務の専門性が認められるため偽装請負ではないとされる事例がある一方で、適正な請負といえるかどうか疑義があるとされた事例もあり、民間委託を推進する際の妨げとなっている。



問30 問29で、「①ある。」と回答した場合にお聞きます。疑問を持った事例について、**具体的にご記入ください。**

【主な事例】

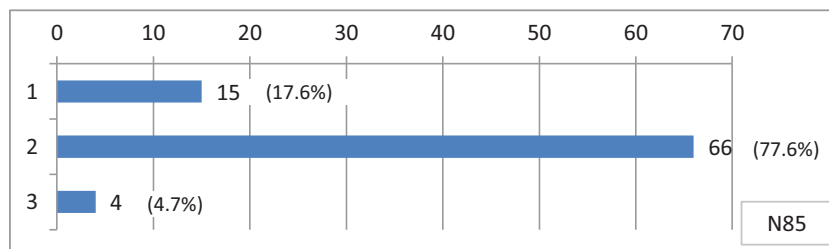
- ◇学校給食の調理業務委託において、検食したあとの味付けの変更は指示にあたりとされたこと。
- ◇肢体不自由養護学校において、嚥下食に間違いがあると命に係わるため、中間検査を実施しているが、その中間検査について偽装請負の疑いがあるとされたこと。
- ◇学校現場で外国人講師に業務(授業)を委託している場合、直接指示することができず、非常勤化した例があった。
- ◇どの行為まで、管理責任者を通じて行うべきなのか分からない。
- ◇基準が画一的であり、個別事情への配慮がない。

問31 偽装請負であると直接指摘等を受けたり、他の地方公共団体が指摘等を受けたことを受け、委託している業務や委託しようとした業務について、見直しを行ったことはありますか。該当する数字を**1つ**選んでください。

- ① ある。
- ② ない。
- ③ その他(具体的にご記入ください)

【主な意見】

- ◇派遣契約に関して、審査業務が専門26業務に当たらないとする見解が労働局からあり、直営に切り替えた。



問32 問31で、「①ある。」と回答した場合にお聞きます。どのような見直しを行ったのか、該当する数字を**全て**選んでください。

- ① 委託することをやめて、地方公共団体の職員が直接実施した。
- ② 派遣契約に切り替えて、事業を実施した。
- ③ 委託する業務の範囲を狭めて実施した。(具体的にご記入ください)

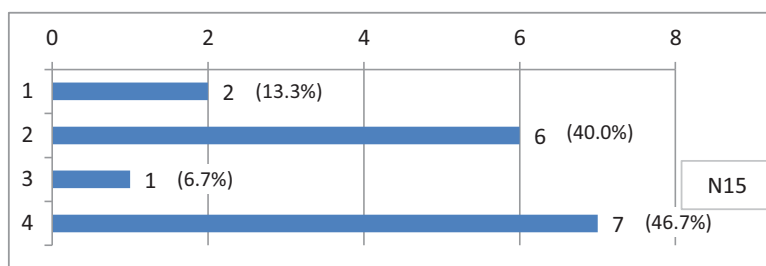
【主な意見】

- ◇職員と民間事業者が同一の場所で作業、会話することは、指揮命令を伴い偽装請負に当たるのではないかと指摘をされ、偽装請負にならないよう同一作業場にいる状態を過度に避けるあまり、円滑な業務執行に支障をきたしたことがあった。

- ④ その他(具体的にご記入ください)

【主な意見】

- ◇職員に対し、請負と労働者派遣に関する研修を行った。
- ◇本来の委託業務に沿うよう仕様書の見直しを行った。



問33 業務を民間委託する際、偽装請負と指摘される事例が見受けられます。このことに関して、どのようにお考えですか。ご意見等がありましたら、**具体的にご記入ください**。

【例1】偽装請負に関する疑義応答集等、ルールは整備されており、指摘されるのは、地方公共団体の運用に問題があるため。

【例2】地方公共団体の公共サービスを委託するにあたって、指導等が許容される範囲が明確ではないため。

【主な意見】

- ◇指導等が許容される範囲が明確でない。(10団体)
- ◇労働者派遣と請負の区分基準(37号告示)や、37号告示に関する疑義応答集は、製造業が想定されており、地方公共団体の事業について、一律にこの基準を基に判断することは実情に即しておらず無理がある。(2団体)
- ◇都道府県により偽装請負の指導に差があるのは不均衡である。
- ◇公平性や公正性を保つために、指揮・命令・指導が必要となる場合が多いので、行政は適用除外とすべきである。
- ◇受託事業者の労働者へ直接指導を行うことが、効率的・効果的な委託業務の執行に繋がるが、直接指導を避けることにより、結果として十分な委託業務が実施されず、公共サービスの低下を招く恐れが生じる。
- ◇国の補助事業で、委託事業として実施することにそぐわないような内容であっても、補助の要件として委託事業とされている場合があり、仕様書作成に大変苦勞する。
- ◇現場で偽装請負を過剰に気にするあまり、当該業務の円滑な運営の妨げとなっている。
- ◇直営で行っていた業務の全てを仕様書に盛り込むことが困難な業務もある。
- ◇偽装請負とされた案件の事例集があればいい。
- ◇委託後、偽装請負と指摘されるような対応を取らなければ受託事業者が適正に行えない業務は、委託すべきではない。
- ◇偽装請負に関する疑義応答集等、ルールは整備されているので、指摘されるのは、地方公共団体の運用に問題があると考えます。

3-4-2 行政が持つノウハウを伝える手法

問34 業務委託の円滑化に向け、業務の引継ぎで何か工夫していることがありましたら、**具体的にご記入ください**。

【例1】十分な引継ぎ期間を設定(〇か月)している。

【例2】引継ぎ費用について、〇〇〇により業者の負担を軽減している。

【主な取組み事例】

- ◇十分な引継期間を確保。(31団体)
- ◇マニュアルの整備。(9団体)
- ◇民間にノウハウのない業務を委託する場合に、1年目は派遣契約でノウハウを身につけてもらい、2年目以降を請負契約とする方法をとっている。
- ◇指定管理者制度において、指定期間の最終年度の指定管理費用に引継費用を算定している。引継の必要がない場合(同じ業者が引き続き指定管理者となった場合)は、引継に係る指定管理費用を戻入することとしている。
- ◇施設管理が円滑に継続するよう引継の費用負担義務を現指定管理者に課している。

問35 業務の引継ぎに関して、課題となることがありましたら、**具体的にご記入ください**。

【主な意見】

- ◇発注者側に、委託業務の内容に関する知識を有するものがない場合、受注業者に対するチェック機能が働かない。(3団体)
- ◇少数の担当で業務を担っている場合に、マニュアル化が十分ではないことがある。
- ◇新しい業者が短期間の引継で全ての業務内容を把握するのは困難である。

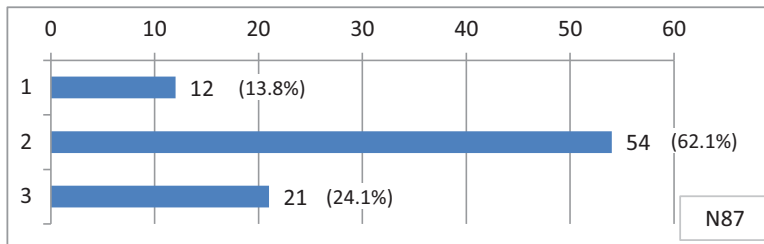
問36

行政が持つノウハウを円滑に移転するために、地方公共団体の職員を委託先である民間事業者
に派遣する必要性について、どのようにお考えですか。該当する数字を1つ選んでください。

- ① 必要性はある。
- ② 必要性はない。
- ③ その他(具体的にご記入ください)

【主な意見】

◇現時点では必要性を感じていないが、今後、必要性が生じる可能性はある。(7団体)
 ◇業務の内容によって必要性等を判断すべき。(6団体)
 ◇職員が派遣されている事業者との契約は、調達の公平性の観点から困難を伴う。
 ◇派遣しなくとも、業務を一度に全て引き渡すのではなく、段階的に業務を移転することで、ノウハウ移転を行った
 り、委託前や委託後のノウハウ移転に伴う受託者に対する各種研修会の開催や、モニタリングによる委託先管理
 者への助言等により対応は可能と考える。
 ◇委託開始時点でノウハウが移転しているのが本来であり、ノウハウ移転のために派遣することは、業者の遂行
 能力を問題視することとなる。
 ◇検討していない。



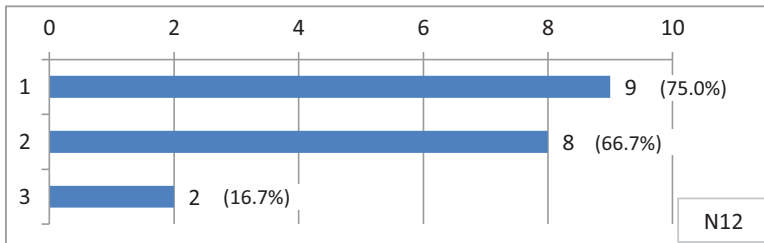
問37

問36で、「①必要性はある。」と回答した場合にお聞きます。その理由について、該当する数字を
全て選んでください。

- ① 公共サービスの担い手となる民間事業者は存在するが、公共サービスの知見を持った地方
公共団体の職員の活用によって、サービスの質の確保や向上が図られるので、地方公共団体の
職員を委託先である民間事業者に派遣することが必要である。
- ② 今まで行政によって実施されてきた公共サービスについて、担い手となれる民間事業者は存
在せず、新たに民間事業者を公共サービスの担い手とするためには、行政が持つノウハウの
移転が不可欠であり、地方公共団体の職員を委託先である民間事業者に派遣することが必
要である。
- ③ その他(具体的にご記入ください)

【主な意見】

◇施設に特殊性が認められる場合は、指定管理者制度への円滑な移行のために、地方公共団体の職員を一定期
間派遣する必要がある。
 ◇派遣ではなく、業務開始後の定例的な連絡会等を通じて、連絡・調整を行い、同種の施設のサービスの平準化
を図る必要がある。



問38

問36で、「①必要性はある。」と回答した場合にお聞きます。地方公共団体の職員を委託先であ
る民間事業者に派遣する必要がある場合とは、どのような事例ですか。具体的にご記入ください。

【主な意見】

◇福祉施設の運営を委託する場合。(3団体)
 ◇戸籍、税務、住民記録事務等の個人情報扱う業務を委託する場合。(2団体)
 ◇地方公共団体が先行して実施している特別保育事業(夜間保育におけるノウハウ)を委託する場合。
 ◇町会等の地域団体をNPO化し、新たに業務を委託する場合、これまでの運営や作業方法など、細部にわたる部分につ
いて説明、指導が必要。

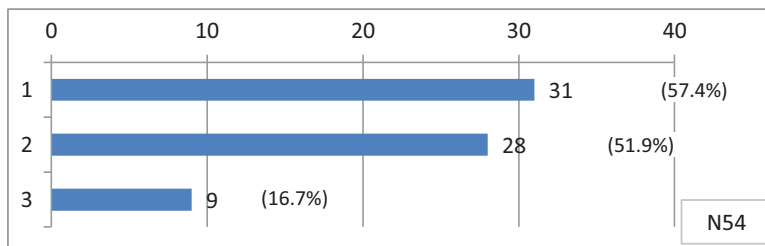
問39

問36で、「②必要性はない。」と回答した場合にお聞きます。その理由について、該当する数字を全て選んでください。

- ① 新たに民間委託する場合でも、通常の業務引継期間中の対応や、職務命令に基づく対応（例えば、ごく短期間だけ委託先で助言や指導にあたる等）で、行政が持つノウハウを円滑に移転することができるので、地方公共団体の職員を委託先である民間事業者に派遣する必要はない。
- ② 民間委託するほうが効率的であるから委託するのであって、地方公共団体の職員の派遣により移転しなければならないノウハウはないから、地方公共団体の職員を委託先である民間事業者に派遣する必要はない。
- ③ その他(具体的にご記入ください) □

【主な意見】

◇職員を派遣し、ノウハウを移転しなければ適切な執行を担保できない業務については、委託になじまない。(2団体)
 ◇ノウハウを円滑に移転するには、ノウハウを実践する現場で行うほうが効果的であり、受託事業者が行政の現場で学べるシステムを構築すべきと考える。
 ◇業務を委託する際、一定期間は労働者派遣契約をし、受託事業者の従業員を受入れ、その後は請負契約へ移行することにより、行政の持つノウハウを円滑に移転することが可能である。



問40

その他、行政が持つノウハウのうち、どのようなノウハウを民間事業者に移転すれば、民間委託が推進されると考えますか。貴団体において、考えられるノウハウ(事例)がある場合には、**具体的にご記入ください**。

【主な事例】

◇一般医薬品の登録販売者試験業務。
 ◇現業職員が行っている試験場での栽培・飼養管理。
 ◇専門的な知識と経験を必要とするが、比較的定型的な業務。(戸籍・住民記録・国保・年金等)

4 その他

問41

その他、貴団体において公共サービス改革を推進するにあたり、課題等がありましたら、**具体的にご記入ください**。また、公共サービス改革に関するご意見、ご要望等ありましたら、**具体的にご記入ください**。

【主な意見】

◇公共サービス改革法の市場化テストの対象事業を条例で指定できるようにするなど、地方公共団体が自主的に取り組める仕組みを構築すべき。
 ◇地方においては、公共サービスの担い手となる団体等の育成から始めなければならない。
 ◇受け皿がないとの理由で外部化が進まない分野がある。
 ◇他の地方公共団体の先進事例について、情報提供をお願いしたい。
 ◇法律により民間委託することができない業務のネガティブリストを作成して欲しい。(反対解釈により未記載の業務は民間委託が可能となる。)
 ◇市場化テストに関して、法に基づくか否かに係わらず、手続きの複雑・煩雑さに見合うだけの効果について不明な点があり、通常の委託と大差ないと判断されればどうしても取組みが鈍る。